

10年保存

秘	
指定者	厚生労働省労働基準局 安全衛生部労働衛生課長
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ・ 無制限
平成20年2月29日から 平成30年2月28日まで	

基発第0229004号
平成20年2月29日

都道府県労働局長 殿

厚生労働省労働基準局長
(公 印 省 略)

「計画の届出に係る審査等について」の一部改正について

今般、ずい道等の建設を行う作業場において、近年の技術進歩や作業方法の変化により、粉じんの発生量が増加し、従来の粉じん発生源対策を講じてもなお一定の粉じんが発生する場合がみられるようになったこと等から、主に、ずい道等建設工事における粉じん障害防止対策の強化を図るため、「粉じん障害防止規則等の一部を改正する省令」（平成19年厚生労働省令第143号）が平成19年12月4日に公布され、平成20年3月1日から施行されることとなったところである。

ついでには、「計画の届出に係る審査等について」（昭和59年2月13日付け基発第68号）の別表（1）「計画の審査基準」の一部を下記のとおり改めるので、その運用に遺憾なきを期されたい。

なお、本通達は、平成20年3月1日以降に、「労働安全衛生法」（昭和47年法律第57号）第88条に基づき届出があったものから適用する。

記

- 1 「28. ずい道等の建設の仕事（ずい道等の内部に労働者が立ち入らないものを除く。）」の項において、重点審査事項の欄中

を

に改める。

- 2 同項において、審査における留意事項の欄中、の次に次を加える。



- 3 同項において、審査における留意事項の欄

を
に改める。